

埼玉県森林認証取得支援事業の概要

実施要領の主な内容

認証の 区分	森林管理（FM）認証	加工流通管理（C o C）認証
(1) 事業主体	<p>ア 申請書作成、初回審査 埼玉県内に所在する森林の所有者及び管理者等で、森林管理認証を取得する者</p> <p>イ 定期審査等 埼玉県内に所在する森林の所有者及び管理者等で、森林管理認証を継続する者</p>	<p>ア 初回審査、イ 定期審査等 さいたま県産木材認証事業体又は県内の森林管理認証林から生産される特用林産物を取り扱う事業体等で、加工流通管理認証を（ア取得/イ継続）する者 ただし、県内に主たる事業所を有する者の県内の事業所等に限る</p>
(2) 補助対象 経費	<p>ア 申請書作成 初回審査用の申請書作成に係るコンサルタント料</p> <p>イ 初回審査 認証機関に支払う初回審査料、公示料、審査員の交通費・旅費、その他知事が必要と認めた経費</p> <p>ウ 定期審査等 認証機関に支払う定期審査料、公示料、審査員の交通費・旅費、その他知事が必要と認めた経費</p>	<p>ア 初回審査 認証機関に支払う初回審査料、公示料、審査員の交通費・旅費、その他知事が必要と認めた経費</p> <p>イ 定期審査等 認証機関に支払う定期審査料、公示料、審査員の交通費・旅費、その他知事が必要と認めた経費</p>
(参考) 補助率 ※要綱 に記載	<p>ア 申請書作成、イ 初回審査 事業費の 1/2 以内（上限額 75 万円）</p> <p>ウ 定期審査等 事業費の 1/2 以内（上限額 24 万円）</p>	<p>ア 初回審査 事業費の 1/2 以内（上限額 15 万円）</p> <p>イ 定期審査等 事業費の 1/2 以内（上限額 12 万円）</p>